

所得税と住民税の申告は 2月16日からです

平成四年分所得税の確定申告及び住民税の申告は二月十六日から受付が始まり、三月十五日までが申告期限です。期限間近になりますと混雑し長時間お待ちいただくことになりまますので、できるだけ早めに申告を済ませてください。尚、日程を指定された方は、その日にお願ひします。

所得税

◎確定申告をしなければならぬ人
一、事業をしている人。不動産収入のある人。土地や建物を売った人などで、平成四年中の所得金額の合計額が、基礎控除、配偶者控除、扶養控除などの所得控除の合計額を超える人。
二、サラリーマンで、給与の年収が一千万円を超える人。
給与所得や退職所得以外の所得金額が二〇万円を超える人。
二ヶ所以上から給与（年金受給者含む）を受けている人。

住民税

◎確定申告をすれば税金が還付される人
一、確定申告をしないでよいサラリーマンでも、雑損控除（雪下ろし費用含む）や、医療費控除、住宅取得等特別控除などが受けられる人。
二、平成四年の途中で会社を退職した後、就職しなかった人で年末調整を受けなかった人。

次に住民税の申告は、平成四年一月一日から十二月三十一日までの間に①所得（年金受給者含む）のあった人、②国保加入者、③扶養家族として証明書が必要な人、④生命保険や医療費

消費税
個人事業者の方の消費税の確定申告は、1月1日から3月31日までとなっています。

「所得税の還付申告をされる方へ」
還付申告書は、二月十六日以前でも各税務署で受付けておられますので、なるべく早く申告されまますことをおすすめいたします。

「土地や建物を売ったときは」
譲渡した土地や建物については他の所得と合わせて所得税の確定申告が必要となります。

納税相談日のご利用を！

確定申告の期間中、下記により「納税相談」が実施されますのでご利用ください。

◎営業、譲渡、贈与関係者
日時 3月3日(水)・4日(木)
受付時間 午前9時30分より11時まで
午後1時より3時30分まで
会場 役場二階研修室

所得税も安全で便利な振替納税で

確定申告により所得税を納税する方は、ぜひ安全で、便利な振替納税をご利用ください。

利用されますと、納税のための手数が少なく、ついうっかり納期限を忘れて滞納してしまつた、などの事がなく、大変便利です。

ご利用なさる方は、金融機関名、口座番号、通帳の印鑑が必要ですから、確定申告の際ご持参ください。

お知らせ

当町では、十二月議会において、「小須戸町の休日を決める条例の一部を改正する条例」が議決され、平成五年四月一日から土曜閉庁方式による完全週休二日制を実施することになりました。

これに伴い、役場は四月からすべての土曜日を休ませていただきます。
出生届、婚姻届、死亡届などの受付、火葬許可書の発行については、従来どおり役場直室で時間外も行います。
なお、保育園、幼稚園、公民館（図書貸出）等は休みません。皆さんのご理解とご協力をお願いいたします。

農業委員会委員選挙人名簿の縦覧について

農業委員会等に関する法律第十条による平成五年一月一日現在において登録資格を有する者を、二月十九日に農業委員会委員選挙人名簿に登録しますので左記により縦覧に供します。
縦覧場所 小須戸町役場（選挙管理委員会事務局）

縦覧期間 二月二十三日から三月九日迄（土曜日曜を問わず午前八時三十分から午後五時迄）

国民年金の保険料は課税所得額から控除されます

農業、自営業、サービス業を営む皆さん、確定申告の季節がやってきました。国民年金の保険料は、社会保険料控除として課税所得から差し引かれることになっていきます。

控除の対象となるのは、平成四年一月から十二月までの一年間に納めた保険料です。家族の分をあなたが支払った場合でも対象となります。更に免除期間の追納保険料や、昨年の未納保険料なども同様です。

国民年金保険料が四月から一〇、五〇〇円に変わります

国民年金の保険料は、平成五年四月分から月額一〇、五〇〇円になります。完全物価スライド制により、平成五年度も年金額が引き上げられます。それに伴って保険料

も引き上げられるものです。年金制度を将来的に安定したものにするためには、年金給付と保険料のバランスが保たれなければなりません。

だれもが安心して老後を迎えることができるよう、皆さんのご理解とご協力をお願いします。

保険料が割り引きになる「前納制度」をご存知ですか

国民年金に加入している皆さん、保険料は、町から送られてくる納付書で毎月納めることになっていますが、一定の期間分

をまとめて納めることもできます。この方法を「前納」といいます。
前納しますと、毎月保険料を納める手間が省けますし、納め忘れの防止にもなります。
また、納める保険料の額は、複利現価法で年利五分五厘の割引になります。例えば、平成五年四月から平成六年三月までの一年間毎月納めると二二六、〇〇〇円ですが、前納すると二二二、九六〇円を納めればよいので、三、〇四〇円が割引になります。前納を希望される方は、二月末までに役場福祉係へご連絡ください。

平成4年の保険料額

月額	定額	1月～3月	9,000円
		4月～12月	9,700円
付加保険料		400円	
年額	定額保険料	114,300円	
	付加保険料	4,800円	
	定額+付加	119,100円	

